

大室水道事業給水規程

大室水道事業

目 次

第1章 総 則（第1条～第8条）	1
第2章 給水装置の工事及び費用（第9条～第18条）	2
第3章 給 水（第19条～第24条）	4
第4章 料金、延滞金、手数料、加入金及び給水負担金（第25条～第38条）	6
第5章 管 理（第39条～第45条）	8
第6章 貯水槽水道（第46条～第48条）	9
第7章 補 則（第49条）	10
附 則	10
付表第1 給水料金（1ヶ月）・メーター使用料（1ヶ月）	11
付表第2 手数料金表	12
・ 指定給水装置工事事業者指定	
・ 指定給水装置工事事業者証再交付	
・ 工事審査及び検査料	
・ 名義変更料・給水復活料・水道証明料・督促料	
付表第3 水道加入金・給水負担金	13

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、大室水道事業の給水について、料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件など、給水の適正を維持するため法令その他別に定めがあるものの他、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域及び給水目的)

第2条 給水区域は、本水道事業の基本計画に基づき認可を得た区域とし、その目的は飲料用としてのみ使用することとする。

- 2 給水区域内であっても配水管の布設してないところ又は工事その他に支障があると認めるときは給水しないことがある。ただし、給水を受けようとする者が工事費を負担するときはこの限りでない。
- 3 分譲開発時の区画を再分割した区画への給水はしないが事業管理者(以下「管理者」という。)が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(用語の定義)

第3条 この規程で使用する用語の意義については、次の如く定める。

- ① 管理者 本水道事業の認可を受けた者をいう。
 - ② 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - ③ 家事用(居住用) 給水区域内に住民登録していて給水を家事用に使用するもの又は管理者が認定するものをいう。
 - ④ 営業用及び非居住用 給水を営業用に使用するもの及び前号に定めるもの以外をいう。
 - ⑤ 臨時用 給水を工事その他一時に使用するものをいう。
 - ⑥ 検針日 料金算定の基準月としてあらかじめ管理者の定めた日をいう。
 - ⑦ 消費税 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率をいう。
 - ⑧ 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率をいう。
- 2 前項第4号の営業とは、病院、診療所、飲食店、下宿業、宿泊業、寮、保養所、各種製造加工業、理美容業、写真業、クリーニング業、鮮魚業、賑類業、青物業、生花業、牛乳販売業、自動車販売修繕業、事務所、その他をいい、池又はプールを設置した場合を含めて営業用及び非居住用であると管理者が認定したものをいう。
 - 3 第1項第7号及び第8号の税率により算出された額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(給水装置の種別)

第4条 給水装置は次の2種とする。

- ① 専用給水装置 1世帯又は1箇所を使用するもの。
 - ② 私設消火せん 消火用に使用するもの。
- 2 前項の種別以外で特に必要があるときは管理者が別に定める。

(給水装置の所有者又は申込書の代理人)

第5条 給水装置の所有者又は申込者は、次の各号の一に該当するときは伊東市内に居住する代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- ① 給水装置の所有者又は申込者が給水区域内に居住しないとき。
 - ② 管理者が必要と認めたとき。
- 2 管理者は前項の代理人を不相当と認めたときは変更させることができる。

(総代理人の選定)

第6条 給水装置の所有者又は使用者が、給水管を共有するときは、総代理人1人を選定し管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は前項の総代理人を不相当と認めたときは変更させることができる。

(同居人等の行為に対する連帯責任)

第7条 給水装置の所有者は、使用者及びその家族、同居人、使用人、その他従業員等の行為についても、この規程の定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 給水装置所有者又は使用者は、水質が汚染されることがないように給水装置を管理し供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届け出がなくても、管理者が必要を認めたときは修繕その他必要な措置をすることができる。
- 3 前2項の修繕に要した費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、これを減免することができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、次の各号に掲げる事項に適合しているものでなければならない。

- ① 配水管への取付口の位置は他の給水装置の取付口から50センチメートル以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直接連結されていないこと。
- ④ 材質は管理者が認定したものであって水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するために適当な措置が講ぜられていること。

- ⑧ 止水栓以下の給水管は30センチメートル以上地下埋設又は保温施工とし、水抜栓を設置すること。
- ⑨ 水圧が5 kgf/cm² 以上ある場所の給水装置には止水栓と水道メーター(以下「メーター」という。)の二次側に減圧弁を設置すること。

2 前項によるもの以外について必要な事項は管理者が定める。

(工事の申込み)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法<昭和32年法律第177号>第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「工事」という。)をしようとする者は10日間の猶予をもって次の要項を具備した給水装置工事申込書により申込み、管理者の承認を受けなければならない。

- ① 所要給水量(人員、用途、業種、その他)
- ② 使用材料
- ③ 工事施行平面図

- 2 前項の申込者が営業用の建物の給水装置を設置するときは、近隣住民又は近隣土地所有者等、利害関係人の同意書を提出するものとする。
- 3 前項の規定による同意書を提出できないときは工事を中止とするが、管理者が認めたときは給水装置工事申込者の誓約書によることができる。
- 4 建築物を新築又は建替えるときは、給水装置は新設することとし新規の申込みとする。
- 5 第1項給水装置工事申込書のほか管理者が必要と認めた場合は、工事費の算出を示す書類又は図面等の提出を求めることがある。

(工事の施工)

第11条 工事の施工は申込みによって管理者がこれを行う。ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ管理者の承認を得た設計に基づき申込人が施工することができる。この場合における施工の範囲はメーター以下とする。

- 2 前項但書の規定により申込人が施工する工事はあらかじめ管理者が指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)により施工させ竣工後直ちに給水装置工事竣工検査申請書を提出し、管理者の検査(以下「竣工検査」という。)を受けなければならない。
- 3 前項の指定工事業者に関する事項については別に管理者が定める。
- 4 飲食店及び宿泊施設等の給水装置には受水槽を設けることとするが、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(中間検査)

第12条 前条第2項に規定する指定工事業者は、給水装置工事の施行途中において使用材料の確認のため、給水管及び給水用具が見える時点で管理者の中間検査を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第13条 工事費は申込者の負担とする。ただし、管理者が管理者の負担で施行することを適当と認めたものについてはこの限りでない。

- 2 20年以上経過し老朽化した給水設備については、所有者又は使用者の負担で布設替えを実施する。

(工事費の算出方法)

第14条 前条に規定する工事費は次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- ① 材料費 管理者が定める材料の単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。
 - ② 運搬費、労力費及び道路復旧費 静岡県土木工事標準単価表による。
 - ③ 工事監督費 管理者が別に定める額とする。
 - ④ 諸経費 第1号及び第2号の合計額の100分の30以内を乗じて得た額とする。
- 2 前項に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定するもののほか工事費の算出について必要な事項は管理者が別に定める。

(工事費の前納)

第15条 管理者において給水装置の工事を施行する時は、申込者は見積りにより算出した額を前納しなければならない。ただし、修繕工事その他で管理者が適当と認めた時はこの限りでない。

- 2 前項の見積り額は工事施行後にこれを精算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。
- 3 管理者は、工事費が納入されてから工事を施工するものとする。

(工事の補償)

第16条 管理者が施工した給水装置が、竣工後3月以内に当該工事の欠陥に起因して破損した時は、これを補修しその費用を負担する。ただし、その破損の原因が所有者又は使用者の故意もしくは過失による場合はこの限りでない。

(給水装置の所有権)

第17条 給水装置の工事を施工した場合における給水装置の所有権は竣工検査後及び工事費又は手数料等完納後管理者から申込者に帰属する。ただし、その竣工検査前及び工事費又は手数料等完納前の給水装置は申込者又は使用者が保管の責を負わなければならない。

(給水装置の変更)

第18条 管理者が配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とする時は、所有者及び使用者の同意がなくても施工することができる。

第3章 給 水

(給水の原則)

第19条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの規程によるのほか制限又は停止することはない。

- 2 給水の制限又は停止をしようとする時は、その日時及び区域について予定日の1日前までに給水使用者に予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

- 3 前項の予告に変更を生じた場合は、すみやかにその旨を知らせなければならない。
- 4 前2項の周知の方法については、広報車、拡声器及びチラシ等による。
- 5 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても管理者はその責を負わない。

(給水の申込)

第20条 給水を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申込みその承諾を受けなければならない。

- 2 前項の申込みに際し使用者と給水装置の所有者が異なる場合においては、所有者の承諾書類を管理者に提出しなければならない。

(メーターの設置)

第21条 メーターは管理者が設置して給水装置の所有者又は使用者に貸与し保管させる。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は道路沿い及び隣地境界付近とする。
- 3 第1項の規定によりメーターを保管する者(以下「保管者」という。)は、善良なる注意をもってメーターを管理し、メーターの設置場所に検針、又は修繕の障害となる物件を堆積し若しくは工作物を設けてはならない。
- 4 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届 出)

第22条 給水装置の所有者、使用者、代理人又は総代人は次の各号の一に該当するときはあらかじめ管理者に届け出なければならない。

- ① 給水装置の使用を開始、中止又は廃止するとき。
- ② 給水装置の用途を変更するとき。
- ③ 消火演習に使用するとき。
- ④ 臨時用に使用するとき。
- ⑤ 池又はプールを設置するとき。

第23条 給水装置の所有者、使用者又は代理人は次の各号の一に該当するときは直ちに管理者に届け出なければならない。

- ① 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引続いて使用するとき。
- ② 代理人に変更があったとき。
- ③ 総代人に変更があったとき。
- ④ 給水装置の所有者又は使用者に変更があったとき。
- ⑤ 消火に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は消火又は消防の演習若しくは、特に管理者の許可を得た場合に限り使用することができる。

- 2 前項の場合、私設消火栓を消火以外に使用するときは管理者の立会を要する。

第4章 料金、延滞金、手数料、加入金及び給水負担金

(料金の徴収)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は管理者の指定した期日までに給水装置の使用者又は総代人から徴収する。

2 料金は所有者及び使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

(料金)

第26条 料金は付表第1の給水料金表及びメーター使用料表により算出した額に、消費税及び地方税を乗じて得た額を加えた額とする。

2 前項の料金については、竣工検査に合格した日の属する月の翌月から算出する。

3 前2項に定めるもののほか、料金算定について必要な事項は、管理者が別に定める。

(最低使用水量)

第27条 最低使用水量は基本料金の水量であって1給水装置の1月の使用水量が前条に定める基本料金の水量に満たない場合であっても基本料金の水量まで使用したものとして計算する。

(料金の算定)

第28条 料金は隔月のメーター検針日現在の使用水量に基づいて計算し、2ヶ月分をまとめて算定する。営業用、臨時用は毎月のメーター検針日現在の使用水量に基づいて計算し、1ヶ月の算定する。ただし、管理者が必要と認めたときはこれを変更することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第29条 使用者が次の各号の一に該当するときは管理者は使用水量又はその用途の適用を認定し、これを使用者に通知する。

- ① メーターに異常があったとき。
- ② 料率の異なる用途に使用したとき。
- ③ その他使用水量が不明のとき。

2 前項に規定する使用水量の認定は、前4月間における使用水量及び前年同期の使用水量その他使用状況等を考慮して管理者が定めるものとする。

(使用水量の通知)

第30条 メーターにより使用水量を計算するものについては、検針のつど使用者に使用水量を通知する。

2 メーター検針の時に使用水量が1立方メートルに満たない端数があるときは、次検針の際の使用水量に合算する。ただし、給水の中止又は廃止の時は1立方メートルとして計算する。

(料金算定の特例)

第31条 月の中途において水道の使用を開始又は中止、若しくは廃止をした場合等においても、料金は1ヶ月分として算定する。

2 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の料率を適用する。

(無届使用に対する認定)

第32条 給水装置を無届で使用した場合は前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第33条 一般用は2ヶ月毎、営業用、臨時用は1ヶ月毎に料金は銀行等口座振替、銀行等振込み又は現金持参支払いにより徴収する。

2 第31条の規定による中止又は廃止の場合等の料金は随時これを徴収する。

(料金等の納期限)

第34条 料金等の納期限は次のとおりとする。

- ① 料金は請求月の末日(金融機関等の休日に当たる時は、翌営業日とする。)とし、ただし、私設消火栓演習その他臨時給水料は、使用后7日までとする。
- ② 工事費は月の15日以前に竣工、又は請求したものについては当月の末日、月の16日以後に竣工、又は請求したものについては翌月の15日とする。

2 前項の規定にかかわらず管理者が特別の事情があると認めるときは、納期限を変更することができる。

(督促手数料及び延滞金の徴収)

第34条の2 納期限内に納入されなかった料金に対して督促状を発したときは督促手数料及び延滞金を徴収する。

- 2 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納料金額に年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。
- 3 督促手数料及び延滞金については前項に定めるもののほか地方税法の例による。
- 4 督促手数料は、付表第2の手数料金表による。

(手 数 料)

第35条 手数料は、付表第2の手数料金表の額に、消費税及び地方税を乗じて得た額を加えた額とする。

2 前項の手数料は、申込の際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認められた場合は申込後徴収することができる。

(水道加入金)

第36条 給水装置を新設する場合又はメーター口径を変更する場合は、水道加入金(以下「加入金」という。)をそのメーター口径に応じて徴収する。

- 2 前項の加入金は、当該申込の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認められたときはこの限りでない。
- 3 既納の加入金は返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認められたときはこの限りでない。
- 4 加入金は、付表第3の水道加入金表の額に、消費税及び地方税を乗じて得た額を加えた額とする。

(給水負担金)

第37条 本水道事業の給水を受けることとなる営業用又は非居住用及び管理者が認めた建築物を建築する者から別に定める額を給水負担金として徴収する。

- 2 前項の給水負担金は、管理者の給水に関する協議成立又は給水申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、協議成立後又は給水申込み後徴収することができる。
- 3 給水負担金は新築、増築、改築及び給水の用途変更の場合又は管理者が必要であると認めるときは徴収することができる。
- 4 給水負担金は付表第3の給水負担金表により算出した額に、消費税及び地方税を乗じて得た額を加えた額とする。

(料金、延滞金及び手数料等の軽減又は免除)

第38条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この規程によって納付しなければならない料金、延滞金及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管 理

(給水装置の随時検査又は処理及びその費用負担)

第39条 管理者は水道の管理上必要があるときは給水装置を検査し水道使用者に対し、適当な措置を指示し又はみずからこれをなすことができる。

- 2 前項による措置の指示は管理義務違反の給水装置に関する命令書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- 3 前2項の措置に要する費用は措置を命ぜられた者又はその必要を生ぜしめた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第36号)第4条に定める基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が、給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水の停止)

第41条 管理者は次の各号の一に該当するときは水道の使用者に対しその理由の継続する間給水を停止することとし、管理者において損害があったときは損害賠償を請求できる。

- ① 水道の使用者が第14条の工事費、第26条の料金、第35条の手数料を管理者の定める指定期限内に納入しないとき。
- ② 水道の使用者が正当な理由がなくてメーター検針を拒み又は妨げたとき。
- ③ 水道の使用者が正当な理由がなくて第39条の給水装置の検査を拒み又はその指示を履行しないとき。
- ④ 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- ⑤ 水道の使用者が第8条の給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。

- ⑥ 水道の利用者が竣工検査を受けないで給水装置を使用しているとき。
- ⑦ 第10条の管理者の承認を受けないで給水装置の工事を施工したとき。
- ⑧ 前各号のほかこの規程に違反したとき。

2 前項により給水を停止する場合は、あらかじめ使用者にこれを通知する。

(給水装置の切り離し)

第42条 管理者は次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めた時は給水装置を切り離すことができる。

- ① 給水装置を3ヶ月以上使用せずかつ所有権の所在が不明のとき。
- ② 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めたとき。
- ③ 水道の利用者が給水の停止を拒み又は妨げたとき。

(給水復活)

第43条 水道の利用者が第41条各号によつて給水を停止されたときは、その理由がなくなり次第給水を復活するものとする。ただし、復活手数料を徴収する。

- 2 給水装置の所有者及び使用者が給水装置の使用を中止して、それを再開するときも復活手数料を徴収する。
- 3 前各項の復活手数料は、付表第2による手数料金表の給水復活料の額に、消費税及び地方税を乗じて得た額を加えた額とする。

(料金を免れた者に対する損害賠償)

第44条 管理者は詐欺その他不正の行為によつて料金、工事費及び手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の損害賠償を請求することができる。

(職員の身分証明)

第45条 職員は給水装置の検査及びメーターの検針その他給水管理、調査のため使用者の敷地内又は施設に立入る場合及び手数料等の集金を行なう場合は、身分証明書を携帯し、求めに応じてこれを提示しなければならない。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第46条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第47条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。事項について同じ）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次条に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主点検)

第48条 次の各号に掲げる管理基準に従い、管理すること。

- ① 水槽の清掃を1年以内毎に1回、定期的に行うこと。
- ② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- ④ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 前号の管理に関し1年以内毎に1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第7章 補 則

(委 任)

第49条 この規程の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

改訂	昭和35年3月31日	公第449号
	昭和37年3月10日	公第2002号
	昭和47年2月21日	環第45号
	昭和53年7月31日	環第1号の1
	昭和57年4月19日	環第1号の1
	平成元年3月28日	環第24号の10
	平成9年3月27日	環第12-18号
	平成10年5月29日	水利第1-2号

給水料金(1ヶ月)

用途	基本料金		超過料金
	水量	料金	
家事用 (居住用)	16m ³	1,700円	17m ³ ~30m ³ 160円 31m ³ 以上 170円
営業用 及び 非居住用	20m ³	2,600円	21m ³ ~30m ³ 220円 31m ³ ~50m ³ 240円 51m ³ 以上 300円
臨時	1m ³ につき	360円	

メーター使用料(1ヶ月)

口径	料金
13mm	300円
20mm	400円
25mm	1,000円

1. メーター口径25mmを超える場合は管理者が定める。
2. 臨時用給水料金には、メーター使用料を含む。

手数料金表

指定給水装置工事事業者指定	1件につき	15,000円
指定給水装置工事事業者証再交付	1件につき	2,000円
工事審査及び検査料	1件につき	12,000円

名義変更料

項目	相続	親族	貸借	売買
料金	15,000円	15,000円	15,000円	30,000円

給水復活料

停止後	料金
2ヶ月未満	5,000円
2ヶ月以上3ヶ月未満	10,000円
3ヶ月以上4ヶ月未満	15,000円
4ヶ月以上5ヶ月未満	20,000円
5ヶ月以上	25,000円

水道証明書 一通につき1,000円

督促料 一回につき200円

1. 名義変更には、その変更を証明する書類及び、貸借の場合は念書もあわせて提出する。
2. 水道証明書は、竣工検査合格後でなければ発行しない。

水道加入金

メーター口径	13mm	20mm	25mm
水道加入金	96,000円	160,000円	260,000円
本管穿孔料	120,000円	200,000円	250,000円
メーター取付料 (メーター1ヶにつき)	30,000円	40,000円	50,000円
工事監督料	10,000円	20,000円	25,000円

1. メーター口径25mmを超える場合は管理者が定める。
2. 給水負担金及び取出工事代金は含まない。

給水負担金

メーター口径 13mm	同 20mm	同 25mm
延床面積 1㎡当り 5,000円	口径13mmの 20%増し	口径13mmの 30%増し

1. メーター口径25mmを超える場合は管理者が定める。
2. 水道加入金等、及び取出工事代金は含まない。
3. 規模の大きな観光施設、マンション等については管理者が別に定める。